

2022 年 11 月 4 日

日本卵子学会認定

生殖補助医療胚培養士 更新凍結者(凍結期間 2 年以上 3 年未満)各位

一般社団法人日本卵子学会
生殖補助医療胚培養士認定委員会
委員長 木村 直子
副委員長 高橋 俊文

2023 年度生殖補助医療胚培養士資格認定制度 資格更新審査のお知らせ

謹啓

貴殿におかれましては、益々ご健勝にて胚培養士業務に精進されていることと拝察申し上げます。

2 年以上 3 年未満の凍結期間を申請され、2023 年度更新審査対象となられる方へお知らせいたします。

2023 年度生殖補助医療胚培養士資格更新審査は下記要領にて実施いたします。審査要項をご確認の上、受付期間内に資格更新の手続きをいただきますようご案内申し上げます。

謹白

記

審査期日 : 2023 年 4 月 23 日(日)

審査会場 : 一橋大学一橋講堂

東京都千代田区一ツ橋 2-1-2 学術総合センター内 Tel. 03-4212-3900

申請資格 : 実施要項をご参照下さい。

書類受付/書類アップロード期間 : **2022 年 12 月 21 日(水) ~ 2023 年 1 月 20 日(金) (消印有効)**

- ・学会ホームページ上の「電子申請フォーム」で申請書の登録をしてください。(2022 年 12 月 7 日(水)から入力可能)
- ・申請方法は、申請書類一式(A4 版を基本)をご準備頂き、会員専用マイページ内の「資格認定申請」からアップロードしてください。
- ・アップロードは原則 PDF 形式です。アップロードなどが難しい場合は、事務局にご相談ください。
- ・「資格認定申請」にアップロードした申請書類一式の原本を事務局宛にご郵送ください。
- ・事務局にて、申請書類の「資格認定申請」へのアップロードならびに送付された申請書類原本の両方を確認した後、メールにて「申請書類受付」のご連絡をいたします。
- ・資格の凍結をご希望の場合は、上記受付期間内に凍結希望届のみを事務局にご郵送ください。
- ・受付期間内に申請が確認できない場合は、更新されないものとみなされますのでご注意下さい。

書類送付先 : 〒100-0003

東京都千代田区一ツ橋 1-1-1 パレスサイドビル 7 階

(株)毎日学術フォーラム内 日本卵子学会 宛

「胚培養士資格更新(凍結あり)申請書類 在中」と朱記して下さい。

- ・申請書類の「資格認定申請」へのアップロードならびに申請書類原本の送付の確認後、メールにて「申請書類受付」のご連絡をしているため、申請書類の到着時の受領連絡は致しておりません。申請書類到着の確認をご希望の場合は、レターパックや簡易書留等、ご自身で確認ができる方法でご送付頂きますようお願いいたします。

審査費用：資格更新審査料 1 万円 + 講習会受講料 1 万円の計 2 万円

- ・更新者の講習会受講費用は 1 万円(倫理講習会のみの場合は 3 千円)です。参加希望者は、「電子申請フォーム」からお申込の上、更新審査費用に受講費用も併せて、お振込み下さい。
- ・申請書類の不備あるいは要件を満たしていないなどの理由により、申請不受理となった場合においても、書類審査料として 1 万円を申し受けます。
- ・ご入金後の自己都合による講習会受講のキャンセルについては、返金をいたしかねます。あらかじめご了承をお願いします。

振込口座：ゆうちょ銀行〇一九(ゼロイチキュウ)店

当座 0790520

加入者名:一般社団法人 日本卵子学会

振込期間：2023 年 1 月 27 日(金)～2 月 6 日(月)(期間厳守)

- ・メールでの「申請書類受付」のご連絡を確認後、お振込み下さい。

講習会内容：Web を介した e ラーニングで実施

- 1 時限 卵子・精子の形成と成熟、排卵のメカニズムなど
- 2 時限 受精及び胚発生と着床など
- 3 時限 培養室管理・設備・器具培養の実際、培養液など
- 4 時限 精子調整法、顕微授精法など
- 5 時限 生殖補助医療と倫理
- 6 時限 胚のクオリティ・凍結保存など

審査方法：書類審査

- ・2023 年 3 月 29 日(水)～4 月 5 日(水)に配信予定の Web を介した e ラーニングで実施される資格認定講習会の受講が必須となります。

審査発表：2023 年 5 月 20 日(土)予定

- ・第 64 回日本卵子学会学術集会で合格者の発表を行います。
- また、学会ホームページ上および日本卵子学会誌の誌上において、合格者(認定番号および氏名)を公表いたします。

問合わせ先：日本卵子学会事務局 E-mail：maf-jsor.info@mynavi.jp

- ・申請資格の有無等について、事務局では個別に回答は致しかねます。審査要項をご確認の上、ご判断を頂きますようお願いいたします。
- ・会員専用マイページ内の「資格認定申請」にアップロードなどが難しい場合は、事務局にご相談ください。

日本卵子学会認定生殖補助医療胚培養士資格更新審査要項

<申請資格>

生殖補助医療胚培養士の資格更新申請ができる者は、下記の(1)～(5)の条件を満たす者とする。

- (1) 日本卵子学会の会員であり、会費を全納している者。
- (2) 日本産科婦人科学会の登録施設において、生殖補助医療胚培養士資格取得後 5 カ年継続して生殖補助医療業務に携わっている者。資格取得後 5 カ年に転職や休職等により業務に携わらない期間が生じた場合は、更新凍結の対象となる。(※1 及びホームページの「資格制度に関する細則」を参照)
- (3) 本学会学術集会に最近 5 カ年以内に 2 回以上参加していること。
- (4) 本学会学術集会、本学会主催講習会(胚培養士セミナーを含む)あるいは関連する学会大会に最近 5 カ年以内に 5 回以上参加している者。
関連学会とは日本産科婦人科学会、日本生殖医学会、日本泌尿器科学会、日本受精着床学会、日本生殖免疫学会、日本アンドロロジー学会、日本 IVF 学会、国際生殖医学会(IFFS)、アメリカ生殖医学会(ASRM)、ヨーロッパ生殖医学会(ESHRE)、アジア太平洋生殖医学会(ASPIRE)の本大会を指す。なお、上記学会の地方部会で本人が筆頭で口頭発表した場合、または学会誌・関連学会誌あるいは国際的な関連雑誌に筆頭で論文を発表した場合は、本学会及び関連する学会に参加した回数に加えることができる。(※2 を参照)
- (5) 生殖補助医療胚培養士認定後あるいは更新後に、少なくとも 1 回は本学会主催の「倫理」に該当する講習を受講していること。

<申請書類>

- (1) 資格更新審査申込書(電子申請フォームにより作成したものを印刷して申請)
- (2) 履歴書(A4判・写真貼付)
- (3) 生殖補助医療胚培養士認定証のコピー
- (4) 生殖補助医療臨床実務経験証明書
所属する登録施設において、生殖補助医療胚培養士資格取得後 5 カ年継続して生殖補助医療に携わっていることを証明する実施責任医師による証明書。所属変更があった場合は、前所属先の証明書も提出のこと。
- (5) 日本産科婦人科学会見解に基づく諸登録申請受理通知書のコピー(サンプル参照)
所属する施設が、体外受精・胚移植の臨床実施、ヒト胚及び卵子の凍結保存と移植、顕微授精の臨床実施に関する登録施設であることを証明するもの(申請時において最新の証明書を提出のこと)。所属変更があった場合は、前所属先の証明書も提出のこと。
- (6) 本学会学術集会、本学会主催講習会(胚培養士セミナーを含む)あるいは関連する学会大会に最近 5 カ年に 5 回以上の参加を証明する氏名・所属が記載されている参加証のコピー
参加回数に地方部会での口頭発表及び論文発表を加える場合は、発表した学会の名称が分かる講演要旨集のコピーあるいは発表した論文の別刷を添付のこと。
- (7) 学会の主催する「倫理」に該当する講習の受講証明書のコピー(2023 年 3 月 29 日(水)～4 月 5 日(水)に配信予定の Web を介した e ラーニングによる倫理講習会の受講証明書でも可)

(8) 返信用葉書(表面に住所・氏名を記載したもの)

(9) 業績目録(業績のある者)

論文・学会発表の順に記載したものと提出のこと。

※改姓等により、申請書類の氏名が異なる書類が混在する場合

同一人物であることを確認するための証明書類をご提出ください。旧姓から新姓への変更を証明する公的書類の写し(戸籍謄抄本、運転免許証両面のコピー等)を必ず同封してください。

※1 資格の凍結について

資格有効期間の 5 カ年間に、日本産科婦人科学会の登録施設において生殖助医療業務に携わらない休職期間が生じた場合(転職・出産育児休等)、休職期間を資格の凍結期間とし(通算で 3 カ年未満)、生殖補助医療業務に携わった期間が 5 カ年間に達した後、資格の更新ができるものとする。凍結を希望する者は受付期間終了日までに凍結希望届のみを提出のこと。ただし勤務先の変更などの正当な理由がある場合、期間内の合計が 30 日間以内の休職は凍結とみなさないので、凍結希望届の届出は不要とする。

※2 学会参加数について

日本受精着床学会が主催する ART 生涯研修コースへの参加は、学会参加数に数えることができる。

<資格更新審査>

(1) 審査期日 : 審査は原則として年 1 回とする。

(2) 審査方法 : 書類審査 ※2 年以上 3 年未満凍結取得者は講習会受講を必須とする。

(3) 審査費用 : 1 万円 + 講習会受講料 1 万円の計 2 万円

・申請書類の不備あるいは要件を満たしていないなどの理由により、申請不受理となった場合においても、書類審査料として 1 万円を申し受けます。

以上、申請に当たっては、一般社団法人日本卵子学会生殖補助医療管理胚培養士及び胚培養士資格制度規程、審査規則、細則をご確認下さい。

【生殖補助医療臨床実務経験証明書】

氏名_____

生年月日(西暦) 年 月 日

所属施設_____

上記の者は、_____ (病院・医院・診療所)において、

_____ 年 月 日 ～ _____ 年 月 日 の間、

(休職期間があれば右記記載: 年 月 日 ～ 年 月 日)

生殖補助医療の生殖細胞培養室業務に従事した事を証明する。

署名日 _____ 年 月 日

生殖補助医療実施登録施設名

生殖補助医療実施責任者 (署名)

○年○月○日

○ ○ クリニック

生殖補助医療の実施登録機関 実施責任者

○ ○ ○ 殿

(施設No.)

Sample

公益社団法人日本産科婦人科学会
理事長 ○○ ○○

学会見解に基づく諸登録の再登録申請受理通知書

貴院より再登録申請のありました

- ◇ 体外受精・胚移植の臨床実施に関する登録
- ◇ ヒト胚および卵子の凍結保存と移植に関する登録
- ◇ 頭微授精に関する登録

につきまして、本会はこれを受理しましたのでご通知いたします。本会の見解を遵守し、下記事項にご留意ください。

なお、この登録承認は日本産科婦人科学会倫理委員会内登録・調査小委員会による、一般不妊臨床医のために平均的と考えられる生殖医療の指針や考え方に基づく施設登録であり、各施設が社会的、倫理的考え方により工夫されるインフォームド・コンセント様式や ART の手段・設備などに保証あるいは制限を加えるものではありません。

したがって、インフォームド・コンセントに記載された ART の内容や同意事項に関する法的問題が発生した場合、本登録承認が同意書に記載された内容や状況の責任を担保するものではないことを付記いたします。

記

- 1 登録内容のいずれかに変更が生じたときは、すみやかに本会宛変更の届出を提出すること
- 2 本会より実施についての報告を求めた際は、すみやかに応じること

注意

- ・書類は過去 5 年以内に発行された最新のもののコピーを送ること
- ・過去 5 年以内に所属先が変わった場合は、以前の所属先のもののコピーも提出すること